

松浦市監査委員公表第5号

監査の結果に基づく措置状況の報告があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和5年8月31日

松浦市監査委員 丸田 久永
松浦市監査委員 鈴立 靖幸

措置状況(令和4年度後期分)

生涯学習課

指摘事項等	講じた措置
<p>(5) 公印・金券等保管状況について</p> <p>【指摘事項】</p> <p>イ 松浦市文化会館長印について、公印台帳上は廃止となっているが、松浦市教育委員会公印規則の別表には定められており整合性がとれていない。</p>	<p>令和5年8月2日に当該公印を新規作成し、松浦市教育委員会公印規則及び松浦市財務規則の規定に基づく登録手続を完了いたしました。</p>